

第5次交野市総合計画基本構想策定支援業務に係る

公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、交野市（以下「本市」という。）が「第5次交野市総合計画基本構想」（以下「次期計画」という。）の策定支援受託事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な手続きについて定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

第5次交野市総合計画基本構想策定支援業務

(2) 業務目的

少子高齢化や人口減少による影響、大規模災害や感染症への対応など、本市を取り巻く環境はますます厳しくなっている。

こうした状況の変化に対応するとともに、今後も限られた行政資源を効率的・効果的に活用し、地域社会の活力を維持していくため、本市の最上位計画であり中長期的な新たなまちづくりの指針となる本計画を策定する。

また、人口減少克服・地方創生を目的とした「第2期交野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和4年度をもって計画期間が終了することを受け、「第3期交野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、本計画に内包又は連動させる形式とし、両計画を一体的に策定する。

(3) 業務内容

「第5次交野市総合計画基本構想策定支援業務 仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(5) 事業費上限額

14,000千円（消費税及び地方消費税額の額を含む）

【各年度の内訳】

令和3年度 7,000千円（消費税及び地方消費税含む。）

令和4年度 7,000千円（消費税及び地方消費税含む。）

(6) 選定方法

公募型プロポーザル方式

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる事項を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること。
- (3) 国及び自治体の指名停止等措置要領に基づく、指名停止がなされていないこと。
- (4) 租税（法人税、法人事業税、法人市民税、消費税）を完納していること。
- (5) 当該事業に関するノウハウや、関連事業についての知見を有し、当該業務と同種の業務について履行実績があること。
- (6) 当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (7) 法人及びその役員が、交野市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）の規定に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。

4. 募集スケジュール

本プロポーザルの募集スケジュールは、次のとおりとする。

項目	日時
公募の開始	令和3年5月19日（水）
質問書の提出期限	令和3年5月27日（木）
質問書の回答日	令和3年6月2日（水）
参加申出書の提出期限	令和3年6月4日（金）
企画提案書等の提出期限	令和3年6月18日（金）
プレゼンテーション時間等の通知	令和3年6月24日（木）
プレゼンテーション審査	令和3年6月28日（月）
選定結果の通知	令和3年6月30日（水）まで
本業務に係る契約締結	令和3年7月初旬

5. 質問及び回答

本プロポーザルに関し不明な点がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出書類

- ・質問書（様式第1号）

(2) 提出期限

令和3年5月27日（木）午後5時30分

(3) 提出方法

質問書に質問内容を簡潔かつ分かりやすく記載し、電子メールにより提出すること。
（提出者は、開封確認メッセージ付メールや電話確認等、受信確認に努めること。）

(4) 回答方法

令和3年6月2日（水）に、本市のホームページにおいて回答を掲載する。

6. 参加申出書の作成及び提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ・プロポーザル参加申出書（様式第2号）
- ・誓約書（様式第3号）
- ・契約書の写し（履行実績確認用。直近1件分、契約件名等が分かる部分のみ。）

(2) 提出期限

令和3年6月4日（金）午後5時30分

(3) 提出方法

持参または簡易書留による郵送（必着）

(4) 辞退手続き

参加申出書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意書式）を提出すること。

7. 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加申出書を提出した者は、次に定めるとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

	名称	様式等
①	企画提案提出書	様式第4号
②	会社概要書	様式第5号
③	企画提案書	「8. 企画提案書の構成及び審査点」を参照 ※A4版にて作成し、総ページ数は20ページ以内とすること。また、当該部分はホッチキス等で製本すること。 ※審査の公平を期すため、会社名等の表示や提出者が特定される表現はしないこと。

④	見積書	任意様式 ※消費税及び地方消費税を含む。 ※令和3、4年度の内訳を記載すること。
⑤	工程表	任意様式 ※仕様書を踏まえたものとする。

(2) 提出期限

令和3年6月18日（金）午後5時30分

(3) 提出方法

持参または簡易書留による郵送（必着）

(4) 提出部数

上記（1）の順に並べたものを13部（正本1部、写し12部）提出すること。

(5) 書類確認

本市は、提出された書類が次の項目に沿ったものであるかを確認する。なお、書類に不備がある場合、事業者選定に参加できないことがあるため留意すること（不備がある場合のみ、本市受付後、3営業日以内に個別に連絡を行う。）。

- ① 提出すべき書類が整っているか。
- ② 企画提案書に記載すべき項目等に漏れがないか。
- ③ 見積金額が事業費上限額の範囲内か。

8. 企画提案書の構成及び審査点

企画提案書は、別紙「第5次交野市総合計画基本構想策定支援業務 仕様書」を参照のうえ、次の構成及び順序に従い記載することを基本とする。各項目については、審査の対象となるため留意すること。

企画提案書の構成		審査のポイント	配点	
企画提案書に含める事項	表紙、目次	-	-	
	1. 基本的な事項 (12点)	(1) 業務実績（直近3年分）		
		① 提案者の同種業務の実績	① 提案者は、業務遂行にあたり十分な実績を有しているか	3
		② 配置予定技術者の同種業務の実績	② 配置予定技術者は、業務遂行にあたり十分な実績を有しているか	3
		(2) 実施体制		
① 業務実施に係るチーム体制	① 業務遂行にあたり十分な人員配置・チーム体制がとられているか	3		
② サポート体制・問い合わせ対応	② サポート体制・問い合わせ対応は十分か	3		

2. 業務に係る提案 (60点)	(3) 業務実施方針	① 業務目的を踏まえた総合計画策定支援の方向性・コンセプト	① 業務目的を踏まえ、近年の社会情勢や本市の状況を的確に捉えた提案となっているか	6
		② 多様化する地域課題の解決や、効率的で持続性のある行政運営を図るにあたり、今、総合計画に求められる意義や考え方	② 地域課題の解決や、効率的で持続性のある行政運営を図るにあたり、総合計画に求められる意義や考え方が優れているか	6
	(4) 基礎分析の手法	① 現行総合計画基本構想の総括に向けた手法・考え方	① 現行総合計画基本構想の総括に向けた手法・考え方が優れているか	5
		② 現状分析及び将来推計の手法・考え方	② 人口ビジョンを含む、本市の現状分析及び将来推計の手法・考え方が優れているか	5
	(5) 計画策定の手法	① 住民参画（市民ワークショップや各種アンケート）を有意義なものとするための手法・考え方	① 住民参画（市民ワークショップや各種アンケート）を有意義なものとするための手法・考え方が優れているか	6
		② 多岐に渡る要素（統計分析や住民意見など）から課題を抽出・整理し、計画に結び付けていくための手法・考え方	② 多岐に渡る要素（統計分析や住民意見など）から課題を抽出・整理し、計画に結び付けていくための手法・考え方が優れているか	6
		③ 個別行政計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略と、総合計画との機能的な連携のための手法・考え方	③ 個別行政計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略と、総合計画との機能的な連携のための手法・考え方が優れているか	6
	(6) 計画の進行管理・PDCA	① 実施計画や行政評価等、総合計画推進のための効果的な進行管理・PDCAの仕組み	① 実施計画や行政評価等、総合計画推進のための効果的な進行管理・PDCAの仕組みが優れているか	6
		② 施策や事業における達成目標、評価指標の設定に係る考え方	② 施策や事業における達成目標、評価指標の設定に係る考え方が優れているか	6

	(7) その他の提案		
	① 計画書を多様な関係者に活用してもらうための分かりやすい体裁・デザインの考え方	① 計画書を多様な関係者に活用してもらうための分かりやすい体裁・デザインの考え方が優れているか	4
	② 事業目的・主旨に沿う独自の追加提案	② 事業目的・主旨に沿う独自の追加提案が優れているか	4
見積金額(20点)…見積書に基づく		配点× $\frac{\text{(全企画提案者中最低見積金額)}}{\text{(当該企画提案書見積金額)}}$	20
プレゼンテーション(8点)		① 提案内容の説明力・説得力や、業務に対する意欲・姿勢が優れているか	4
		② 質疑応答等のコミュニケーションが優れているか	4
合計点数			100

9. 選定方法

本プロポーザルによる事業者選定は、以下のとおり行う。

- (1) 幹部級職員で構成される「第5次交野市総合計画基本構想策定支援業務 公募型プロポーザル審査委員会」において、「プレゼンテーション審査」を行う。
- (2) プレゼンテーション審査においては、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を、「8. 企画提案書の構成及び審査点」に掲げる審査のポイントと照らし、次の審査基準に基づき採点する。

審査基準	非常に優れている	配点×1
	優れている	配点×0.75
	ふつう（最低限求められる水準である）	配点×0.5
	最低限求められる水準に達していない	配点×0.25
	記載されていない（内容に触れていない）	配点×0

- (3) プレゼンテーション審査の結果、採点の合計が最高点である提案者を第1優先交渉権者と、次点を第2優先交渉権者と選定する。（100点×委員6名＝合計600点）

[プレゼンテーション審査について]

①日時・場所

令和3年6月28日(月) 交野市役所内

(開催する時間及び場所については、6月24日(木)までに電子メールにて個別に通知する。)

②所要時間

プレゼンテーション 15分、質疑応答 15分、合計30分とする。

③プレゼンテーションの方法

企画提案書(紙ベース)に基づく説明を基本とするが、必要に応じてパワーポイント等の活用を可とする(この場合は、予め事務局に連絡のうえ、PC等は持参すること。なお、スクリーン(会議室壁面)、電源、プロジェクター及び接続ケーブル(VGA、HDMI)は事務局側で用意する)。

④出席者

3人を限度とする。なお、企画提案書上に記載されている管理技術者及び主たる担当技術者は必ず出席するものとする。

⑤結果の通知

令和3年6月30日(水)午後5時30分までに、電子メールにて個別に通知する。

⑥留意事項

- ※ 各審査委員の採点合計の6割(360点/600点)を最低基準ラインとし、最低基準に満たない提案者は、選定の対象外とする。
- ※ 第1優先交渉権者と契約条件等で合意に至らなかった場合又は参加資格に該当しないことが判明した場合、第2優先交渉権者との契約協議を行う。
- ※ 提案者が1者であった場合においても審査を行い、最低基準を満たすと認められる場合は、当該提案者を交渉権者として選定する。
- ※ 最高得点者が2者以上となった場合は、企画提案書及びプレゼンテーションの合計得点が高い者を優先する。
- ※ 提出された提案書等は返却しない。また、審査に対する異議申し立てはできないものとする。

10. 契約手続

- (1) 交渉権者を選定次第、速やかに本市は当該事業者と契約に関する協議を行い、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、年度ごとに行う。（「第5次交野市総合計画基本構想策定支援業務 仕様書」に記載される該当年度における業務の完了及び成果品の提出が確認できた後、請求に基づき支払うものとする。）

11. その他

- (1) 本プロポーザルに関する提案書等の作成、提出、プレゼンテーションその他応募に関する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本要領に定めのない事項について周知が必要な場合は、本市のホームページで公開する。

〈問合せ先及び書類の提出先〉

〒576-8501

大阪府交野市私部1丁目1番1号

交野市役所 企画財政部 政策企画課 担当：奥田、吉野

電話：072-892-0121（内線233、234）

メール：kikaku@city.katano.osaka.jp